

令和２年度 第７回定例農業委員会総会議事録

１．招集の別 農業委員会等に関する法律27条第１項による

２．日 時 令和２年10月９日 午前９時00分

３．場 所 生涯学習センターホール

４．議 題 議案第24号 農地法第３条許可申請書審議について

議案第25号 農地法第５条許可申請書審議について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による決定について
(諮問)

議案第27号 非農地証明願い申請書審議について

５．そ の 他

６．出席委員

農業委員

１番 山内 亮一

３番 中村 幸信

４番 松本 茂

５番 平井 豪

６番 奥名 政成

７番 清住 昇

８番 佐藤 礼治

９番 福永 浩紀

10番 岡本 篤幸

11番 五嶋 靖

12番 中村 峯子

13番 島津 和徳

14番 本田 廣正

農地利用最適化推進委員

西村 孝生 田上 安幸

河嶋 隆雄

本田 忠文

志垣 保博

伊佐 浩二 坂本 秀孝

坂本 導成

緒方 寛二

上村 敦之

７．欠席委員

農業委員

２番 長野 和代

農地利用最適化推進委員

井上 良治

８．議事録署名人

９番 福永 浩紀

11番 五嶋 靖

9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎 今村 優香

会 議

1. 開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。

今回の定例会も前回同様、コロナウイルス感染拡大を防止するため、生涯学習センターホールでの開催となります。

また、今回の定例会は、農繁期のお忙しい中での総会ということで、午前9時からの開催となりました。

それでは、定刻をちょっと過ぎましたけれども、総会を始めたいと思います。

まず、総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は12名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たしますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、ただいまから令和2年度第7回定例農業委員会総会を始めさせていただきます。

2. 会長挨拶

事務局長 岡本会長に挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。本日は、多忙な農繁期に早朝からお集まりいただきまして、ありがとうございました。

本日も3条、5条、基盤強化法、非農地関係、たくさんの議題が予定をされています。中にはオペレーター等々、稲刈りに携わる方もおられると思いますが真摯な議論をお願いして、効率的な総会となりますようお願いをいたしまして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

事務局長 ありがとうございました。

3. 議事録署名委員の指名

事務局長 それでは、議事録署名委員の指名をお願いいたします。

会 長 本日は、9番委員の福永委員と、それから11番委員の五嶋委員をお願いいたします。

4. 議 題

事務局長 それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いいたします。

会 長 それでは、早速、審議に入ります。

議案第24号、農地法第3条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 議案第24号、農地法第3条許可申請書審議について。

農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和2年10月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 それでは、番号1番から番号10番の相手方は同一人物ですので、一緒に審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 申請人（譲渡人）について説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

以上です。

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、4番委員の松本委員から耕作賃借権設定（5年）について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4番 それでは、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター等を所有されており、申請地にはキャベツの栽培を計画され、効率的に利用することには問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数が300日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が2万9,811平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、事務局のほうから説明をいたします。

事務局 先月の9月29日に、会長、清住委員、福永委員、事務局とで現地確認を行いました。

申請されている農地は、大字船津にある田5筆と畑8筆、大字麻生原にある畑1筆の計14筆です。申請地にはキャベツの栽培を計画されており、周辺の営農に支障

を来すことのおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 事務局から現地調査の報告、また、4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ありませんか。

特に問題ないですね。それでは、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1番から10番については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号11番と12番も申請人が同一人物ですので、一緒に審議したいと思いますが、番号12番の案件の申請人は、農業委員の本田委員です。

農業委員会等に関する法律第31条甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、この規定に該当しますので、審議が終わるまで退席をお願いします。

(本田委員退出)

それでは、3番委員の中村委員から説明をお願いします。

○3番 申請人(譲渡人)について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 続きまして、3番委員の中村委員から農地の所有権移転(有償)と使用貸借権設定(3年)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○3番 申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、コンバイン等を所有しており、米、野菜の栽培を計画されており、効率的に利用することに問題ないと思われます。

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度であり、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題ないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が5,019平米で下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われます。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行いましたので、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 先月の9月29日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請されている農地は、大字田口字上古川にある田1筆と、大字田口字和田内にある畑1筆、それと大字田口字池田にある田1筆です。今回の申請地には米、野菜の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 9番委員の福永委員から現地調査の報告、また、3番委員の中村委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見はありませんか。

それでは、意見もないようでございます。

採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号11番、番号12番については、原案どおり許可することに決定いたします。

本田委員の入室を認めます。

(本田委員入室)

続きまして、議案第25号、農地法第5条許可申請書審議についてを議題といたします。

事務局長から説明をお願いします。

事務局長 議案第25号、農地法第5条許可申請書審議について。

農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年10月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 議案第25号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1について審議したいと思いますが、番号1につきましては取下げ申請が出ておりますので、事務局からその内容について御説明をお願いします。

事務局 番号1の案件についてですけれど、今回は取り下げをお願いいたします。

その理由としましては、申請内容が3,145平米の農地に49.5キロワット出力の太陽光発電施設を設置するという計画ですが、県の基準によりますと、大体1キロワット当たり24平米が適正な転用面積として定められています。

計算しますと約1,188平米までが転用のできないということになります。

今回の転用面積は3,145平米ですので、1,957平米が残地となりますので、この残地をどうするかということで計画を出してくださいと指摘をしていましたら、通路と

か管理用の倉庫とかを建てるということでしたので受付はしましたが、提出された計画では小屋の面積が小さい。また、通路として利用する図面等ができないということで、今回は、取下げという形になりました。

昨日、申請人である貸人と借人の方が両方が来られましたので、現在の内容では受け付けはできないことを説明して、納得されて取下げをされたということです。

今回は、完全に計画等、書類等がそろわない限り、農業委員会としては受け付けないということを伝えてあります。

以上のことから、今回、取下げということをお願いしたいと思います。

以上です。

会 長 ただいま事務局から取下げの理由が説明をされました。これに対して何か御意見はありませんか。

県の基準等に合致しないというような内容では申請しても却下されるというような状況もありまして、事務局が判断をいたしまして、昨日お二人に来ていただいて、納得していただいたということであります。この申請は、再度申請されるかもしれませんが、今回はそういうことで取下げということで、処理しますので、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ)

それでは、続きまして、番号2について審議をしたいと思います。

7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 それでは、番号2について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

以上です。

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

以上で説明を終わります。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、7番委員の清住委員から説明をお願いします。

○7番 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題ないかどうかを説明します。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業に準じる事業の施行区域内に該当するため、第一種農地に該当しますが、例外規定にある「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。このため、農地法第4条第

6 項の第 1 号のイ及びロには該当いたしません。

②については、今回の事業達成のために代わる土地はありません。

③については、資金計画に伴う残高証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、敷地境界部分に空洞ブロックで土留めを設けられており、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、効率的かつ安定的な農地集積には支障ありません。

⑥については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、9 番委員の福永委員から説明をお願いします。

○ 9 番 先月の 9 月 29 日に、会長、清住委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字白旗字元白旗第一にある農地で、土地改良法第 2 条第 2 項に規定する土地改良事業の施行区域内に該当するため、第一種農地に該当しますので転用は原則できませんが、例外規定に該当するため、許可することが可能と思われます。

また、今回の転用申請では敷地境界部分に空洞ブロックで土留めを設けられており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま 9 番委員の福永委員から現地調査の報告、また、7 番委員の清住委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第 4 条第 6 項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か発言はありませんか。

佐藤委員、どうぞ。

○ 8 番 今回の申請は、駐車場としての貸借ということですね。駐車場にする場合には、砂利とか、またアスファルト舗装とかいう方法で整備されると思います。

今回の申請では、どういう整備をされるかわかりませんが貸借が 20 年ということになっていますが、契約が終わって、また農地にしたいということはあるまいと思いますが、契約の中で契約が切れた場合に現状復帰してからの返還とか、そういうことまで契約の中に入っとるかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

会 長 事務局のほうから、その件について。

事務局 2 点御質問ですが、第 1 点目の質問であります、舗装をされるかということですが、それは現駐車場の拡張ですので現状と一緒にアスファルト舗装をされると思います。

それと、20年の賃借権が設定されていますので、返されるときにどうされるかということですが、仮設工作物でしたら3年以内の許可が出て、その後、必ず農地に返すことが要件です。その代わり、農振農用地でも転用はできることとなっています。今回の案件は、農振農用地でしたけれども、それを農振農用地から外して、もう農地には返さないということでの転用申請だと思います。絶対に返すことができないということではないのですが、通常は一度農地から転用されたら農地には返されません。仮に、農地に返すときはどうするかということですが、砂利を入れたら砂利を取っ払って土を入れて、耕作、肥培管理をした後、法務局に農地として登記をすれば農地となります。今回の契約は農地として使わないという転用申請ということで御理解いただければと思います。

以上です。

会 長 今、事務局から詳しく説明がありました。佐藤委員よろしいですか。

ほかに何か御意見はありませんか。

それでは、ほかには意見ないようでございます。採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当と判断いたします。また、この案件は3,000平米を超える案件ですので、まずは常設審議会の意見を聞くために諮問をし、その後、常設審議会の意見と併せて甲佐町農業委員会の意見を付して県へ送付をいたします。

続きまして、議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定についてを議題といたします。事務局長から説明をお願いします。

事務局長 議案第26号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和2年10月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

次のページをお願いいたします。

甲農第1249号、令和2年9月25日。

甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様。甲佐町長奥名克美。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（諮問）。

農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問します。

次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画総括表、令和２年度第７回です。まずは、農地利用集積計画の総括表で御説明いたします。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、３年の田が３筆の５,０８３平米、６年の田が１筆の１,２８３平米、同じく６年の畑が１筆の２,１０１平米ですので、再設定の計としましては、田が４筆の６,３６６平米、畑が１筆の２,１０１平米となります。また、賃借権の新規としましては、３年の田が１筆２,８７５平米、５年の田が６筆の１万７２４平米、同じく５年の畑が３筆の３,８３７平米、６年の田が３筆の２,５８５平米、同じく６年の畑が２筆の５,２４８平米、１０年の田が１０筆の９,８９０平米、同じく１０年の畑が１０筆の１万２,２０９平米となりますので、賃借権の新規の計としましては、田が２０筆の２万６,０７４平米、畑が１５筆の２万１,２９４平米となります。このため利用権設定の小計としましては、田が２４筆の３万２,４４０平米、畑が１６筆の２万３,３９５平米となります。

その他、使用貸借権につきましては、再設定はございません。新規としまして、１０年の田が１筆の１,１８５平米だけですので、計、小計とも、田が１筆の１,１８５平米です。

このため、今回の利用権設定の合計は、田が２５筆の３万３,６２５平米、畑が１６筆の２万３,３９５平米となります。

委員の皆様には審議していただきますのは、新規の案件となります。

詳細は事務局から説明いたします。

以上です。

会 長 それでは、議案第２６号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画についてを審議します。

番号１番について事務局から説明をお願いします。

事務局 番号１番について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。

番号１番の相手方（譲受人）は農地所有適格法人で、元白旗集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆、ニラを栽培されています。今回の申請地には、大豆、ニラの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号１について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見はありませんか。質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願

ます。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号1については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号2番から番号10番までについては相手方(譲受人)が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号2番から番号10番までについて説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方(譲受人)の経営状況について説明いたします。

番号2番から番号10番までの相手方(譲受人)である有限会社熊本緑化センターは、農地所有適格法人で、田口、田原集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は造園業で、樹木の生産をされています。今回の申請地には樹木の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号2番から番号10番までについて説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か意見はございませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号2番から10番までについては、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号11番について審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

番号11番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明いたします。

番号11番の相手方(譲受人)は、認定農業者で、船津集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農

内容は、イチゴ、米を栽培されています。今回の申請地にはイチゴの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号11番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御質問、御意見はありませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号11番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号12番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局 番号12番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明します。

番号12番の相手方(譲受人)は、認定新規就農者で、船津集落の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、ミニトマト、野菜を栽培されています。今回の申請地には米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号12番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

最適化推進委員の田上さん。

推進委員 船津台地の水田の漏水関係のことで分かれば、分かる範囲内で説明できますか。難しいかな。

会 長 今ありましたけど、事務局分かりますかね。漏水関係。

事務局 漏水というのは、水を揚げられている水路部分の漏水ですか、それとも農地の漏水ですか。

推進委員 農地の漏水の話を聞いたことがあります。

事務局 五、六年ぐらい前だったかと思いますが、圃場の何か所かが漏水して土が下がるというような話があったけども、最近はそういう話は聞いておりません。

あそこは畑地帯ですが、水を上げて水稻を作られていますので、土の層の弱いと

ころが侵食されて土が下がっている状況だと思います。地元の農業委員の松本委員がいらっしゃいますので、そういうお話を聞かれているかどうか分かりませんが、をちょっとお願いします。

○4番 何年か前に、通称畑灌といいますけれど、あそこの調査が行われて、やっぱり下のほうは水の通る道があって、大分危険区域があると言われていました。

公民館側のところは大丈夫ですけど、もうちょっと行ったところから古閑という集落がありますけども、そっちに向けて陥没地というか、水が流れる道というのが全面的には出てきていますね。

推進委員 地下で起こっているもので、確かなことは分かりませんが。

○4番 7月の豪雨でもちょっと農道が陥没しておりますので、ところどころに危険区域というか、そういうところがあるということは大体把握しています。

推進委員 あそこの古閑集落に行く町道の際ですか。

○4番 そうです。公民館から集落に向かって右側のほうがやっぱりちょっと危ないというか、そんな状況ですね。

会 長 よろしいですか。

○4番 調べに来られると。

推進委員 いいえ、調べはしませんけど、農地がそういうところはきっと後からは利用できなくなる可能性もあるわけかなと思うと、ちょっと心配ですしね。

○4番 水を使う時期というか、その時も不安ですけども、これから多量の雨が降った場合、災害が起こるかは今は何とも言えないですね。

推進委員 町では、そのことはある程度の認識はあるのですか。

事務局 認識といいますか、畑灌につきましては、船津の土地改良区の管理となります。もちろん災害が起こった場合には、農地の災害ということで、基準に合えば国の補助制度を活用して復旧をしますが、基本的には管理は土地改良区の管理ということになっております。

以上です。

○4番 県からも今後は、どうしていくのかというのをいろいろ問いかけられているところですので、今後、理事会とかで話し合いをして、組合の皆さんと煮詰めていかなければと思っています。もう機械が大分老朽化しているので、いつ壊れてもおかしくないような状況です。今後、先を見通しての話合いが続くと思います。

会 長 田上委員、よろしいですか。

ほかには何か御意見はありませんかね。

それでは、ほかには意見もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号12番については、原案のとおり承認をいたします。

番号13番から15番までについては、相手方（譲受人）が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号13番から番号15番までについて説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

続きまして、申請地の位置の説明。

次に、相手方（譲受人）の経営状況について説明いたします。

番号13番から番号15番までの相手方（譲受人）は認定農業者で、船津集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、花卉、米の生産をされています。今回の申請地には花卉の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号13番から番号15番までについての説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何か御意見はありませんか。

質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

全員賛成と認めます。番号13番から15番までについては、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号16番について審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号16番について説明します。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

次に、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。

番号16番の相手方（譲受人）は認定農業者で、豊内集落の人・農地プランに位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、花卉を栽培されています。今回の申請地には米、花卉の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号16番について説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
意見もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、番号16番については、原案のとおり承認をいたします。
続きまして、番号17番、番号18番については、相手方（譲受人）が同一なので、一緒に審議したいと思います。
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号17番、番号18番について説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
続きまして、申請地の位置の説明。
次に、相手方（譲受人）の経営状況について説明いたします。
番号17番、番号18番の相手方（譲受人）は、山都町で農業を営む農地所有適格法人で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、水稻、キャベツ、ゴボウ、ネギの生産をされています。今回の申請地にはキャベツ、ネギの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号17番、番号18番について説明がありました。
これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。
質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
(賛成者挙手)
全員賛成と認めます。それでは、番号17番、番号18番については、原案のとおり承認いたします。
続きまして、番号19番について審議したいと思います。
事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、番号19番について説明します。
(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)
次に、申請地の位置の説明。
続きまして、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。
番号19番の相手方（譲受人）は、山都町で認定農業者を取得され、地域の担い手

として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、お茶を栽培されています。今回の申請地にはお茶の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長

ただいま事務局から番号19番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。御意見ありませんか。

それでは、質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号19番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号20番から22番までは、相手方（譲受人）が同一なので、一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号20番から番号22番までについて説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方（譲受人）の経営状況について説明します。

番号20番から番号22番までの相手方（譲受人）は農地所有適格法人で、府領集落の人・農地プランに位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、大豆、ニラを栽培されています。今回の申請地には米、麦、大豆の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長

ただいま事務局から番号20番から22番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。意見ございませんか。

意見も質問もないようでございますので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号20番から番号22番までについては、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号23番、番号24番については、相手方（譲受人）が同一なので、これも一緒に審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、番号23番、番号24番について説明します。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

続きまして、申請地の位置の説明。

続きまして、相手方(譲受人)の経営状況について説明します。

番号23番、番号24番の相手方(譲受人)は、御船町で農業を営む農地所有適格法人で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。主たる営農内容は、米、麦、キャベツ、ジャガイモを栽培されています。今回の申請地にはキャベツ、ジャガイモの栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいま事務局から番号23番、番号24番について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か御意見はありませんか。

質問もないようですので、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。それでは、番号23番、番号24番については、原案のとおり承認をいたします。

続きまして、議案第27号、非農地証明願い申請書審議についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第27号、非農地証明願い申請書審議について。

農地法第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり非農地証明願いがあったので、非農地に該当するか否かについて、意見の決定を求めるものでございます。

令和2年10月9日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

以上です。

会 長 今回、非農地証明願いの申請が11名の方から合わせて46筆あっています。

この非農地証明申請については、通常あまりない案件ですので、非農地証明はどういうものかということについて事務局から説明を受け、審議したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、非農地証明をなぜ行うのか、また、どういう場合に非農地として証明できるのかといった非農地証明基準について説明をしたいと思います。

皆さん、お手元の資料の29ページを御覧いただきたいと思います。

農地法第2条第1項で農地とは、耕作の目的に供されている土地をいうと規定されています。また、同法の第2条第2項では、農地について権利を有する者の責務として、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならないとい

うふうに定められております。しかしながら、近年におきましては、農業者数の減少や従事者の高齢化等により年々耕作されなくなった農地、いわゆる遊休農地が増加傾向にあります。これに伴い、国では登記地目が農地（田または畑）であっても現況が非農地化して、一定の条件に適合するものについては、行政サービスの一環として非農地証明を交付することができるよう通達があつていところす。このため、必要に応じて、非農地証明を行うといところす。

それでは、どうい場合に非農地として証明できるかの非農地証明基準について説明したいと思ひます。

この非農地証明につきましては、昭和62年4月1日から運用されてきておりますけれども、今回新たに非農地証明基準に「農地法の運用について」第4の（4）の基準が追加されました。何が追加されたかといと、この下の（1）（2）に書いてありますけれども、以前まではこの二つだけが要件で非農地証明ができていたところす。

まず一つ目ですけれども、昭和27年10月20日、農地法が施行される前から引き続き非農地であった土地については、非農地証明ができます。それと（2）ですけれども、所有者または耕作者の責に帰さない災害その他特別の事由により非農地となったもので、農地としての復旧が著しく困難と認められる土地については、証明ができましたけれども、農業者の皆さんが耕作されなくなって、非農地化しているところについては、今までの要件では非農地の証明はできませんでした。

このため、国では平成29年12月12日から上の二つの要件に加えて、新たな非農地証明基準といのを、「農地法の運用について」といことで出されております。

先ほど申しました「農地法の運用について」第4の（4）の基準等が追加されましたといことでございます。

追加されましたのは（3）といことで、荒廃農地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地。どういものかといひますと、人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地であつて、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備等のことすけれども、それが計画されていない、または実施されていない土地のうち、次のいずれかの要件を満たすものといことで、ア、イとなつております。

これは現況を書いてありますけれども、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合。そして、イですけれども、ア以外の場合であつて、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれる場合。そういうアとイの条件になった場合におきまして、このただし書の①、②、③ありますけれども、この三つの要件に該当する場合にはできないといことで書いてあります。

そのできない場合というのは、まず①ですけれども、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興整備計画における農用地区域内の土地、俗に言う農振農用地です。そういうところについては、どんなに森林の様相を呈していても、それは守るべき農地ですので、非農地証明はできませんよというふうに書いております。

それと、②ですけれども、農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に関する公共投資の対象となった農地。これは当然だと思いますけれども、国がお金を出して整備をした土地については、そういう非農地証明はできません。

それと、③、なかなかこれが難しいのですけれども、集団性のある優良農地ということで、広がりがずっとあるような土地については少し考慮をなさいというようなことが非農地証明の対象となる農地の基準は、今三つ説明いたしましたけれども、三つの要件がなった場合はできませんということです。

次に、非農地証明をするときの交付の手続についてはどうするかということですが、まず非農地証明願いの申請があった場合ということで、今回申請がっておりますので、皆さん方に議案第27号ということで審議をお願いしているところでございます。

判断ですけれども、農業委員会は「農地法の運用について」の制定について第4の（3）の手続により、皆さんが今、農地利用状況調査をやられておられます、その農地利用法第30条の利用状況調査、荒廃農地の発生解消状況に関する調査を踏まえてしなければならないと書いてありますので、調査をして、もしそれが非農地として証明できるような状況にあればできるということでございます。それで、先ほどから説明いたしました、非農地基準の（1）から（3）に掲げる基準に従い、対象地が農地に該当するか否かについて今日の総会あるいは部会でも結構ですけれども、せっかくですので総会で皆さん方に御審議いただければということで提案しているところでございます。

この結果、農地に該当しない旨の判断をした場合については、非農地証明願いのとおり、農地法第2条の農地に該当しない旨の非農地証明を交付いたすところでございます。

この非農地証明をした場合については、熊本県あるいは熊本県の地方法務局、それと甲佐町役場の税務課等に通知をするということになっております。

以上が非農地証明に関する説明です。

説明につきましては、以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま非農地証明をなぜ行うのか、あるいは非農地証明基準についての説明がりましたが、これらについて何か分かりにくい点、あるいはもう少し説明してほしい点等がありましたら出していただきたいと思います。

○3番 今、説明があった非農地の面積はどれだけの面積で、狭い土地もあるし、大きい広い土地もあるけれども、そういった狭くてもできるわけですか。

事務局 面積要件は、特には定めてありません。先ほど説明をいたしましたように、①、②、③とありますが、これに該当するか否かというのを委員の皆さんで御審議いただいて判断することになります。

○3番 面積は関係ないですね。

事務局 農振農用地とか農業公共投資がなされている分については非常に分かりやすいのですが、③の集団性のある優良農地っていうのもどういう判断するか。今、中村委員がおっしゃられるように、広い土地については、やはり農地として利用価値があるというようなことで判断していただければと思います。これは委員の皆さんの判断次第です。仮に、1筆広い農地があって、周りはずっと森林の様相を呈していれば、そこだけ耕作するというのも非常に難しいところも出てきます。また、一筆だけ非農地にするというのもできませんけど、1筆だけ残して非農地をしないというのも、難しいと思います。農業委員の皆さんが決められることですが、そういう判断をしていただくなればと思います。

 以上です。

○3番 なら、狭い土地も出てくるということですね。

事務局 広くて効率的に利用できるものがあれば、それは非農地にすべきじゃないと思います。

○3番 ケースバイケースで見ていくわけですか。

事務局 はい。

○3番 それは、無理に非農地にしなくても、町の補助的な部分は何かあるわけですか。

事務局長 町独自の支援というのはありませんけれども、耕作放棄地を解消できるというのは、県の事業というのがございます。これについては、県も予算化する必要がありますので、要望調査をされて、予算化できたら耕作放棄地解消事業というのもできることになるだろうと思います。

○3番 分かりました。

会 長 ほかに何か。

 佐藤委員、どうぞ。

○8番 これは、要するに所有者または耕作者の方から非農地を申請された場合の話ですよ。ですけれども、実際、調査をする中で、これは非農地にしたがいと思うところも多々あるわけですが、そういうところは農業委員会として、こちらのほうから非農地化したらどうですかというようなことはできるのですか。

事務局 今、説明しましたのは、農家の皆さんの権利者とか耕作者の皆さんからの申請ということで非農地証明というのを説明しましたが、佐藤委員がおっしゃられ

る権限、農業委員会の職権とする分については、要件は同じなのですけれども、非農地通知ということになります。この通知は、相手が言ってきたからするのでなく、農業委員会で農地法の30の規程に基づき農地の利用状況調査を行います。今年も、夏の暑いときに皆さんに御協力いただいていただきましたけれども、その結果を踏まえて、これは農地として耕作するのは無理だなというところがあれば、それは権限としてできます。

ただし、地目の変更は権利者もしくは相続人じゃないとできませんので、そのところを調べる必要があります。今回は非農地証明ということで説明をいたしましたけれども、この近くにはまだ何百筆と可能性がある農地があります。そこも併せてするなと思っていますけれども、権利者を調べてみないと非農地通知が出せるかどうかわかりません。その辺を調べて今後は進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

会 長 ほかに何か。

推進委員、どうぞ。

推進委員 この非農地証明は、ちょっと興味があります。危ない部分もあるのかなって思っていますね。例えば、だんだん農家が減ってきて、経営をする人が少なくなってきましたよね。そうすると、経営意欲のない人は、農地はあんまり必要ではなくなりますよね。そうしたら、どうでしょう、農地をちゃんと農地として使おうという兼ね合いが、多数と少数の間で力関係が発生して、ひょっとしたら非農地化になってしまうという危険性はないのかなと思いますが。

事務局 今、おっしゃられている農地の管理ができないとなると、どうしても農地が荒れて非農地化になっていくのではないかと思います。それと、規模拡大したい人は農地として確保しておきたいという思いはあるでしょう。そういうような状況で、担い手と言われる農地を拡大したい人がいっぱいおられるならば、非農地化するのは待っておこうというふうに判断していただければと思います。

何もこの基準に当てはまるから全てするというのではなくて、今回は申請者の方が、管理はできず、かといって担い手の方は誰も作る人がいない、このため非農地の証明はできませんかということで申請が上がっています。

先ほどから説明しました非農地化ができない要件がありますけれども、それ以外に、ここは農地として守っていく必要があると委員の皆さんが判断されれば、それは非農地化として証明はできませんよというふうな回答になろうかと思います。

確かに農地というのは耕作できないから、すぐ非農地にするというのもちょっといかがかなと思いますけれども、農地として再生できないならば、何らかの措置も必要かなと思います。非常に難しいところですが、事務局としてはそういう

ふうに考えているところです。

以上です。

会 長 はい、どうぞ。

事務局長 今回の話です。物すごく微妙な難しいところと思うのですよね。ただ条件の中に、先ほどから説明がありましたが、農振農用地区域に入っていないということがまず第1点。農振農用地区域に入っていないということは、町として農業振興上、そこに投資はしないというところであります。

それともう1点が農業用機械とかで、例えばトラクターとかでは耕起ができなくもう農地には戻らない、木が鬱蒼と生い茂っていて、重機を入れないと元の農地には戻らないとか、そういう条件じゃないとできないというのがまず根底にあります。

ただ荒れているというだけでは、非農地にするということはできません。

先ほど事務局から説明があったとおり、そういうところであっても、全体的な農業振興上、これはするべきでないということの判断になれば、もちろん非農地の証明及び通知というのはするべきではない。そこについては非常に難しい判断ですけれども、農業委員さんの中で判断していただきたいというふうに思います。あくまで、農業委員会というのは農地を守るというのが基本という部分になりますけれども、完全に農地に復元できないようなところをそのまま農地としておいていいのかという問題もありますし、そこについては十分、慎重に議論をしていただきたいと

思います。

以上です。

会 長 よろしいですか。

推進委員 分かりました。

会 長 ほかに何か。

推進委員 ここに図面があるのですけれど、これは田代のところの話ですか。

会 長 今度場所の説明はするでしょう。

推進委員 写真とといいますか地図が載っているのです。

事務局 ここは井尻というところです。田代じゃないです。

事務局長 田代より手前です。

推進委員 手前ですか。

推進委員 御船町との境でしょう。

事務局長 現地の確認とかもしておりますので、写真とかで確認していただきたいと

思います。

推進委員 それなら、良いですけど。

会 長 前段のところの質問はよろしいですかね。

先ほど事務局から冒頭にありましたように、27年の2項目に3項目が追加されて

いますので、現地調査をしながら、農業委員会としては、慎重にそのところを踏まえて運んでいきたいと思います。また、非農地を行う際は総会の中あるいは部会の中で皆さんの御意見を十分参考にしながら、対応していきたいと考えています。そのまま残しておくこと自体もいかなものかだと思いますので、ある程度できるところはできるところですばっと証明を出していかないと、いつまでもそれは残っていきますので。

○1番 会長 事務局長 非農地証明が出た場合に、転用といいますか登記までしないといけないのですか。
それは後のほうで説明してもらいます。
登記は、農業委員会でもできないことはないですよ。

○1番 事務局長 いや、申請した関係上、個人でもしないといけないのかなと思ひまして。
基本的には、農地として利用できないということで非農地の申請をされて、農業委員会で非農地として証明した関係上、それは登記されるのは当たり前だと思います。先ほどからあるように、農業委員会が非農地通知として出した場合については、本来ならば登記してほしいということになりますけれども、権利者が原因行為を起こさずに、農業委員会からする部分ですので、それは今、会長から発言がありましたけれども、農地として利用できない部分をそのまま残しておくのもどうかということで、農業委員会で非農地通知をします。この時に、農業委員会で登記まですることはできないことはないですけど、そればすると、農業委員会が全部してしまうのかというふうになりますので、その辺も慎重に議論していかなければならないと思います。前段の非農地証明の願いが出た分については証明を出したなら、それは必ずしていただかないと、何のために非農地証明願いを出されたのかということに疑義が出てきますので。

会 長 これは、余談になりますけど松浦市の農業委員会、あそこは登記までは確か、市のほうでしていると思います。研修に行ったときの話ですけど、しているところもありますね。

○1番 当然、農地として守れないところは非農地をする。

会 長 そのほうが、もうすきつとして良いと思います。

○1番 今年の農業委員会は、非農地化をするということを目指しているのですからね。
会 長 ほかに何か。あとご意見とかないですかね。

○14番 1点いいですか。

会 長 はい、どうぞ。

○14番 この中で見ると、境界が不明地とかがいっぱいあるのですよね。こういうところは、地権者は自分の土地がどこにあるか知らないということですかね。

会 長 筆界未定でしょう。

○14番 はい、未定ということは、自分の土地がどこにあるか分からないということだし

よう？

事務局長 筆界未定地はそういう場合もありますし、地籍調査の段階ですので、境界の紛争じゃないですけど、大体の境界は分かっているが、お互いの了解がなく印鑑を押さなかったとかでそのまんまになっている状況です。

○14番 境界杭も打っていないということでしょう。

事務局 そうです。ただ、登記簿上はその筆に対しては所有権が誰かというのが必ずあります。

○14番 うん、ありますよね。

事務局 ただ、現地がどこにあるかというのは、この状況だけじゃありませんけれども、ほとんど山林化しているようなところは、現地がどこにあるか分かれられないケースもかなりあるのかなと思います。

○14番 だから、五色山付近もここみたいになっているわけですね。あそこは所有者が多く、お互いに納得されていないので山林化しています。

事務局長 地籍調査が終わっているから、筆界未定を解消するにはお互いに境界を決めないといけないですね。

会 長 先ほど事務局からいろいろと説明を受けましたが、農業委員あるいは最適化推進委員である以上は、非常に大きい難題ではありますが、皆さん方の慎重な御意見等を承りながら、対処していきたいと思います。

それでは、次に進んでいきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、今回、申請をされております非農地証明願いについて審議したいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、説明をいたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 それでは、申請地の位置の説明。

会 長 続きまして、非農地の判断に係る可否の判定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 今回の申請は、所有者から農地として利用することが困難であるため、今回、新たに制定された「農地法運用について」第4の(3)の手続により、非農地証明書の交付を申請されているものでございます。

申請されている非農地証明願いの農地について、番号1から番号46まで1筆ずつ説明すべきですが、筆数も多いため、簡略して説明させていただきます。

まず、番号1から番号33までにつきましては、非農地証明基準の(3)の片仮名

のア、イの要件を満たしているということで、非農地証明はできるのではないかと思います。

次の番号34、35については、農振農用地には入っていませんけれども、換地処分農地になっているということで、これは圃場整備の換地処分ということで、公共投資がなされている土地ということでご理解いただきたいと思います。

このため、非農地証明基準の（３）の片仮名のイの②に該当しますので、非農地証明は難しいと思います。

次の36番から39番までについては、これも番号２の非農地証明基準の（３）の片仮名のア、イの要件を満たしますので、非農地として証明はできるのではないかと思います。

次の番号の40番から43番につきましては、農振農用地であるため、非農地証明基準の（３）の片仮名のイの①に該当しますので、非農地証明は難しいというふうに思います。

次の番号44、45は農振農用地には入っていませんけれども、換地処分の対象農地になっているために、非農地基準の（３）の片仮名のイの②に該当しますので、非農地証明は難しいと思います。

最後の番号46番の農地については、農振農用地内にあるため、非農地証明基準の（３）の片仮名のイの①に該当しますので、非農地証明は難しいというところで、判断できるのかなということでございます。

説明につきましては、以上です。

会 長 番号１番から番号46番まで、要件に照らして、説明がありました。

現地調査を行っていますので、現地の状況について、農地管理部会長の５番委員の平井委員から説明をお願いします。

○５番 農地管理会長を務めています５番委員の平井です。

それでは、説明します。

先月の９月29日に会長、清住職務代理者、農地管理部会副部会長の五嶋委員、担当副委員の福永委員、事務局と、現地調査を行いました。

申請地は、大字上早川字井尻及び字古閑にある農地46筆で、農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地が37筆で、農業公共投資の対象となっている農地が４筆、その他、農振農用地区域内にある農地が５筆となっています。

現地を確認したところ、今回、非農地証明願いがでている農地は筆界未定の農地も多く、また周囲を山林と隣接する農地であるため管理が行き届かず、周囲の状況から見ても、農地として復元しても継続して利用することが困難ではないかと見込まれることを報告いたします。

以上です。

会 長 ただいま5番委員の平井農地管理部会長から、現地の状況の報告、また非農地の判断に係る可否の判定について、事務局から詳しく説明があったところです。

これより質疑に入りたいと思います。発言のある方は挙手をお願いいたします。
佐藤委員、どうぞ。

○8番 株式会社アグリプランニングというのは、どのような会社ですか。

事務局 この法人は、農地所有適格法人で、平成21年ぐらいから甲佐で農業に参入したいということで、ここの農地の購入をされておられました。

長年地権者の方と交渉されていましたが、10ヘクタールぐらいしか集められなかったため、重機を入れての整備も出来ず、結果的には今回、非農地証明願いを出されたということです。

会 長 よろしいですか、佐藤委員。

ほかに何か御意見はございませんか。

田上委員。

推進委員 今の話から逆に推測すると、農作物を作るという名目で買って置いて、開発もせずに最終的には非農地化ということになるのですよね。非農地化したら、今度はいろいろなことができるようになるわけですよね。そこは非常に判断するのにいろいろなことを考えてしまいますよね。農地として買って、それを利用しないでここにきて、非農地扱いしてくださいということならば、最初からその辺は悪く言えば目的だったのかと勘繰りますよね、農家側からすればですね。ただ、もう今、農地には還元できない状態になっているからというけれども、この人たちが努力しなかったっていう、ただそれだけのことじゃないですか。

会 長 事務局、どうぞ。

事務局 今、推進委員さんがおっしゃられましたけれども、平成21年には先ほど説明いたしましたように、非農地証明というのはできなかった。ここは、以前はミカン等の栽培をされていたと思いますが、国の施策でオレンジ自由化とかあって、ミカンの値段が安くなって、耕作されない状況でした。

農地をお持ちの皆さん全ての方がどうだったかは分かりませんが、何人かの方はアグリプランニングが購入するということで喜ばれたのではないかと思います。管理もできないので。

ただ、先ほど本田委員から御質問があったと思いますが、そこが筆界未定になっていけば、その全部の面積を買わなければ、農地として利用することはできないと思います。また、造成をしたり整備するためには、その方たち全てが協力されないといけません。先ほど説明いたしましたけれども、平成21年ぐらいから農地を集められて10ヘクタールぐらい集められたと思います。

その当時の委員さんたちはここにはおられませんけれど、再三、アグリプランニングに農地の利用について説明を求められておられます。

しかし、アグリプランニングからは一部分だけの農地の取得では農地として利用するために整備するのも出来ないのもう少し協力を得て整備し、耕作をするとの回答が出されています。

今、こういう状態になっていて、確かにそれは見方によっては、アグリプランニングが自分たちの目的を到達しないで農地を買ったという思いがあるのでしょうか、それを返した場合、あるいは返さずとも、今の地権者、アグリプランニングだけでなく、じゃあほかの農地をお持ちの皆さんは何で管理をされないのか。

今回、転用の話もされましたけれども、農地から外れれば転用の話は何も出て来ません。それは自由に何でもできます。しかし、先ほどから会長も慎重に審議する必要があると申されましたけれども、やはり農地を農地以外のものにする非農地化については、今回出されているのはアグリさんだけではありません。ほかの方たちも出しておられます。その人たちは、じゃあそれを管理しなさいと言われてもどうしようもない。何も非農地願いを出された人の応援をするわけではないのですけれども、国としても、以前は絶対駄目だったというのを平成29年から致し方ないということによって要綱も変えられているというところなんです。このため、それを受けて、県のほうでも非農地証明の要綱を変えられてできるようになってきているというような状況です。

以上です。

会 長
推進委員

どうぞ。

それじゃあ、農家が集積したりして経営効率をするための基盤整備とかそういうものに本町として何か取り組んだか。また、農家を集めて、どうにかやろうじゃないかというふうな動きはあったのですか。今、宮内辺りで震災があつて、基盤整備をされていますよね。

○5番
推進委員

今、まだ途中ですけれども、申請をしています。

そういう活動は町とタイアップしているのですか。国とか県とかも入ってということですか。

事務局
推進委員
事務局長

はい。

そういうことが本町のこの地区に対してあったかということが知りたいです。

あっていますよ。上揚でも中横田でも一緒ですけれども、人・農地プラン等の話合いの中でいろいろそういう基盤整備をしたい。糸田地区からも話はあっております。そういうので、今度はそこに対して何とかするためにはどういう事業があるのか、そういう選定があつて、圃場整備をして、担い手に集積をしないといけない。人・農地プランの話合いの中で基盤整備の話が出れば、それに基づいて町のほうも

県と協議をします。そこで実現性というのをまず考えます。ただ基盤整備をしてみると、周りの全ての人の同意がないといけません。個人の負担も出てきます。それと、例えば相続関係、相続されてない農地に関しては、全て相続後でないと換地ができないということになります。まずそのところが重要です。それと、農業用施設等ある場合には、全て移転してもらわなければなりません。それも自己負担。そういう全ての条件をクリアできて初めて計画に乗せられます。甲佐町全ての地区において人・農地プラン等の話合いをしておりますので、ここの該当する地区に対しても全て行っております。

以上です。

会 長 佐藤委員、どうぞ。

○ 8 番 この件に関しては説明があつて、納得もできる部分はあるのですけれども、田上さんが言われたことも心の片隅には置いて検討していかないといけないのではなかろうかと思います。

会 長 やはり私たちは基本的には農地を守るのがスタンスではありますが、今回提案している部分は、先ほど説明がありましたがミカンを作っている採算が合わず、赤字になっていますので耕作をされていない状況です。

今回の出ている申請については、どうにもしようのない状況ではないかという判断をしていますので、番号1番から番号46番までの中で、証明ができるものとできないもの、について要件に照らし合わせながら判断してはどうかという思いで今回は提案しているところですけどね。

事務局長 佐藤委員さん、おっしゃるとおりだと思います。今から先も、もちろん非農地、通知に関係した利用状況調査も、甲佐町として会長の意向もありますけれども、進めていきたいと思います。また、農地として利用できない、復元できないようなところについては農地以外にする。

田上推進委員さんがおっしゃったとおり優良な農地については、今度、圃場整備とか基盤整備をして、担い手に集積していこうというのが町としての全体的な考え方です。非農地通知については、以前から甲佐町はほとんど出したことがありません。条件も厳しかったというのもありますし、農地をそう簡単に農地以外の地目に変えるというのはなかなか難しい。ただ、それをそのまま放っておいていいのか。実際、農地に復元できない農地をずっと農地のままで残しといていいのかというのが、そういう問題提起から国のほうでもそういう方針が進められている。会長もそういうところで力を入れていきたいというふうに言われていますので、めり張りをつけた農業行政といいますか、そういうことを進めていくべきだと思います。

ただ、判断は佐藤委員おっしゃるように、慎重にしていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

会 長

どうぞ。

○ 7 番

今、事務局長とか事務局からいろいろ説明がありましたが、私もこの現地調査には同行したわけですが、見てみてびっくりしました。これが本当に農地だったのかなというような感じで、雑木が生えて、どこが境界かも全然分からないような状態になっていました。こういうのが段々と麓まで伸びてくるなら、イノシシだとか鹿だとかいった野生動物もだんだん民家近くの農地も荒らすようになってくるのではないかという感じを受けました。

白旗地区に住んでいますので、なかなか龍野地区には行きませんが今回行ってみて、びっくりしたような状況です。本当にこれが農地だったのかな、昔ミカン園、あるいは牧草地として開墾してあるようなことを言われたのですが、その面影は全然見受けられません。少し前に、太陽光の施設を作っておられますが、もっと上のほうですかね、境界のところ、そのときにも回農業委員として現地を見に来たのですが、それから今回見たら、すごく荒れていて、実際、農地としての利用は難しいのではないかという感じを受けたようなわけです。

何も農地を無理やり非農地化するのが賛成なわけじゃないですけども、今回見てみてびっくりしたような感じで、やっぱりこういうのであれば、非農地化していったほうがいいのか、という感じを受けたわけです。

○ 1 番

このアグリプランニングというのは、今、何か活動はされているのですか。農地所有適格法人ということですけど。

事務局

今は何もしていません。

○ 7 番

ひまわりを植えられていたと思いましたけど。サントリーの前に。

事務局

すみません、甲佐での活動はしていません。

○ 1 番

それと、筆界未定のところはほとんど買収されている感じで、あと何筆かですよ。だから、買収だけでそこで止まっとるわけですよ、何もされないで。

事務局

ちょっと申し訳ないのですが、登記簿上の動きがあれば分かるのですが、現状では、事務局では把握はできません。ただ、人づてにあそこは誰が買ったとかいうのは聞きますけども、私たちが判断するのは登記簿上ですので、どこまで動いているのかというのは分かりません。やはり基本的には会長もうちの事務局長も申しますように、農業委員会の業務としては農地を守って非農地すべきではない。それでは、今の荒れている農地をどうするのか。地権者の皆さんを一人ひとり訪ねて、ここは管理しないといけませんよ、何で耕作されないのですかというのが仕事だと思います。

しかし、それは極論で、もう亡くなった方とかもいらっしゃいますので、どうすることもできないところもあります。国のほうでもそういうふうにはできない部分に

については農地から外す方針です。先ほど事務局長からもありましたけれども、今度
は守らなければならない農地も守れなくなる。

あと、田上委員がおっしゃいましたけれども、農業をされる方がどんどん少なくな
ってきて、昔からするとどのくらい少なくなったかハッキリとは分かりませんけ
ど、以前は農業者が多くて農地が足らなかったから荒れるようなことはなかったと
思います、今は農地を選ばれるような時代になってきている。優良農地、条件の
いい農地の貸し借りはあるかもしれません。農振農用地内に入っている農地でも条
件が悪いところは、結果的には作れない人がどんどん出てきているような状況です。
事務局からすると、皆さん方をお願いしたいのは、農業委員さん、最適化推進委員
さんはそこに歯止めをかけるために、どうにかして守ってくださいよというのをし
ていただければ、非農地というのは全然考える必要はないと思います。

しかしながら、それも非常に難しいところもありますので、先ほど事務局長から
もありましたけれど、甲佐だけは何でしないのかと言われるとしないわけには行け
ません。会長の方針もありますし、甲佐町農業委員会の活動計画もありますので、
やはりすべきことはする。しかしながら、条件が合わないようなものであってもす
るということではなくて、進められる部分については進めていく、守る農地は守る
というのが農業委員会の考え方じゃないかなということで、皆さんに提案をしてい
るところです。

以上です。

○1番 一つ確認したいのは、筆界未定地はほとんど変わっていないのではないかと思
います。だから、ここら一帯で漏れがあつたりすると、今回、証明を出しても、また
漏れていたということで再度出てくるからですね。

事務局 今回、最初に説明もありましたが、これ以外に何百筆と荒れているところがあり
ます。

○1番 この中に？

事務局 これ以外にあります。この近辺にはありますが、まず非農地証明ができるところ
についての第1段階です。先ほど説明したとおもいますが、相続ができていない農
地については亡くなられた方のそのままの名義になっていて、地目変更をしたくて
もまず相続登記が先になってしまうというのがあります。このため、追跡調査が必
要となります。今回のこの一帯は本当に山林化しているところですので、まずその
中でも非農地証明が行えるところを今回出しているということです。あとは、また
その後、第2弾、第3弾としてこの申請が上がってくる可能性もあります。

○1番 ほかにも筆界未定があるということ？

事務局 あります。そうです。

○11番 いいですか。

会 長 どうぞ。

○11番 今日出ているのは僕の家裏一体ですよ。今日、出ているまだ3倍から5倍ぐらいの遊休農地がある丘陵地ですよ、中山間地帯の、さっきから説明の中にもあっていますが、ミカン畑として以前に開墾されたのですよ。昔は、山だったところを畑に。ところがミカンが暴落して、経営が成り立たなくなったからミカンをやめて。これは熊本だけではなくて、全国のミカン農家のミカンの農園が廃園となっています。面積は、ちっと分からないのですが、最盛期の昭和48年頃は360万トンが全国でミカンを生産されていました。それ以前は100万トンないぐらい、80万トンとか90万トンぐらいしか全国ではありませんでした。昭和30年代ぐらいまでは。現在はそれがまた100万トンないぐらいの状況に戻って来ているわけです。ということは、新しく農業振興法で開墾をしたミカン畑がほとんどなくなったという話です。

ここを実際見ていただくのが一番よくわかられると思いますが、先ほどから本田さんがいろいろ説得をされたところもあります、とにかくその写真のように、もう入っていく道もなければ、入りようがないです。

この右側のほうに太陽光がかなりの面積で設置されていますが、それができただけで、この地区でのイノシシの出てくる数が大分少なくなりました。猿はあんまり変わらなくて、イノシシは随分少なくなりました。

開発すると、そういういいところもあるのですよね。こういった地帯はやっぱ開発されて、何か新しいリゾート地とかレジャー施設とかができるなら、そのほうが今のままより良いかと僕は思います。

基本は農地を守るということですが、うちの周辺で農業ができる人は数えるくらい、もう数人ですよ。ですから、農家の付託があるのであれば、その要望に応じて次の道を探ったほうが良いのではと僕は考えでおりますけど。

会 長 ありがとうございました。

ただいま現地に近いところの現状をつぶさに知っておられる五嶋委員から詳しい説明がありました。

意見も大体出尽くしたと思いますので、非農地の判断に係る可否の判定を行いたいと思いますが、まず番号1から番号33番までは一応、非農地としての要件は満たしているという説明があっているところです。したがって、これにつきましては、非農地として証明したいと思います。

それから、次に番号34、35番につきましては、公共投資がされておましてできませんので、これについては、非農地証明はできないという判断になっておるところです。

それから、36から39までは、非農地としての要件は満たしているとの説明があつておりますので、これにつきましては非農地として証明していきたいと思います。

それから、番号の40から46番の7筆については、農振農用地に入っておりますので、これについては非農地証明としては証明できませんので、そういうことで対応をしていきたいと思います。

今、申しましたような形でこの案件に賛成の方は挙手を願いたいと思います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。それでは、全員賛成と認めます。

番号44番、45番の農地2筆につきましては、非農地としての証明はできない旨の通知を出していきたいと思います。

残りについては、今、説明したとおりです。

よろしいですかね。

この非農地証明願いについては、そういう対応をします。

事務局長 それでは、本日、長時間にわたっての審議、お疲れでした。ただいまをもちまして第7回定例農業委員会総会を閉会いたします。どうもお疲れさました。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

9 番

11 番